

# 総務課内に消費生活相談窓口が できました

訪問販売や電話勧誘販売で商品を購入してしまったが解約したい、身に覚えのない請求書が送られてきたなどの消費生活に関する相談をお受けします。お気軽に相談ください。

## 春に多発する悪徳商法にご注意……………

### S F 商法

畑に出ているところ、若い男性に声をかけられた。「こちらに出店するので、試供品を紹介している。一緒に行こう」と言われ、公民館の前で自然食品の味噌や醤油、餅をもらった。午後からも、いいものを配るので来てほしいと言って番号札を渡していた。

昼食後、公民館の前に行くと、何人かでワゴン車に乗せられ、別の村落の家に連れて行かれた。

販売員が、健康に関する話を始め、健康サポーターや腹巻を配った。楽しい話を聞いていたが、気がついたら一人ずつに販売員が付き高額な健康布団の説明になった。

高額で必要がなかったが断れる雰囲気ではなく仕方なく契約書に署名、布団と共に販売員が自宅へ送ってくれた。落ち着いて考えると高額な布団がほしい訳ではなく返品したい。



これは、食品や日用品をタダで配り、雰囲気を盛り上げて最後に高額な商品を買わせる「SF商法」と呼ばれる販売方法です。

事例のような場合、契約書を受けとった日から8日間以内であれば、クーリングオフ（無条件契約解除）ができ、商品の返送費用は業者負担です。

皆様もこのような被害に遭わないため迅速な対処ができるよう普段から心がけておく事をお勧めいたします。

### 点検商法

点検商法は、突然訪れ「下水管やシロアリ点検」を目的に上がりこみ事実と反する報告を行い、清掃、整備、駆除等が必要だと告げ不安をあおらせ、異常に高価な料金を請求する悪徳商法の一つです。

近年、増加傾向にある、高齢者などを狙ったりフォーム詐欺等が代表的な点検商法の一つです。

また、点検商法の<sup>かた</sup>手口として、消防署、町職員などの虚偽の身分を騙ったり、暗示させるような服装をして訪問する業者もいます。

点検商法の被害に対する注意点として次のような事が考えられます。

- ・不意に訪れ普段見ることが出来ない場所を点検するなど告げる業者に注意！
- ・「下水管の点検は無料です」などと騙り家に上がりこもうとする業者に注意
- ・消防署や役場から来ましたなどと騙った時は、直接電話で確認しましょう。
- ・契約をするのは個人ですから、本当に必要かどうかご家族で相談したり、知り合いの工務店に相談するなどして、判断しましょう。

### 【相談窓口】

岩美町消費生活相談窓口（総務課内）

☎73 - 1411

鳥取県東部消費生活センター

☎26 - 7605

